

令和3年

第1回市議会定例会 議案第51号

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（ を  
第264条～第266条） 」  
「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（  
第264条～第266条） に  
第14章 雑則（第267条） 」

改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止

等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および

訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「および第69条」を「、第69条および第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「「設備および備品等」と」の後ろに「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士」と」を加える。

第87条第1号中「構成される会議」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「および第69条」を「、第69条および第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「「設備および備品等」と」の後ろに「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第96条第2項各号列記以外の部分中「、歯科衛生士または管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合または介護予防支援事業者もしくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業

者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対する情報提供または助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供または助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告するものとする。

第121条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護

福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「，次に掲げる措置を講じなければ」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において，介護予防通所リハビリテーション従業者に対し，感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第124条中「第52条の3」の後ろに「，第55条の2の2」を加え，「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第130条第1項第1号から第5号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「ならびに同項第3号の介護職員および看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員または看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員および看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所または指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第133条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止の



ための研修および訓練を定期的実施すること。

第143条中「第54条」の後ろに「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の後ろに「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中」に、「第121条の2第3項」を「第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項および第4項」に改める。

第154条第6項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）中「。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない」を削る。

第157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

#### (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の

明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第165条の3中「第54条」の後ろに「, 第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の後ろに「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と, 第55条の4第1項中」に, 「第139条」と, 」を「第139条」と, 同項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中」に改め, 「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「」を削り, 「いう。)」と, 第121条の2第3項」を「, 第121条の2第3項および第4項」に, 「および第138条」を「, 第138条ならびに第140条の2第2項第1号および第3号」に改める。

第167条第1項第1号から第4号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改める。

第172条中「第55条の4から第55条の7まで, 第55条の8(第5項および第6項を除く。), 第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の2の2, 第55条の4から第55条の11まで(第55条の8第5項および第6項ならびに第55条の9第2項を除く。)」に, 「第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と, 」を「第55条の2の2第2項, 第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中」に, 「第121条の2第3項」を「第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と, 第121条の2第3項および第4項」に改める。

第179条中第7号を第8号とし, 第6号の次に次の1号を加える。

#### (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第182条中「第54条」の後ろに「, 第55条の2の2」を, 「第55条の11まで」の後ろに「(第55条の9第2項を除く。)」を加え, 「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項, 第55条の4第

1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項」を「第121条の2第3項および第4項ならびに第122条第2項第1号および第3号」に改める。

第194条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第195条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第195条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第212条第3項第1号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第213条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有す

る者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条中「第54条まで」の後ろに「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の後ろに「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「および第55条の4」を「、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号」に、「同条」を「第55条の4第1項」に改め、「第213条」との後ろに「、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第232条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

#### (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条中「第54条まで」の後ろに「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の後ろに「(第55条の9第2項を除く。)」を、「第53条」の後ろに「、第55条の2の2第2項ならびに第55条の10の2第1号および第3号」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との後ろに「、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

#### (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第247条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条中「第54条」の後ろに「、第55条の2の2」を加え、「および第2項」を「、第2項および第4項」に、「第243条」と、」を「第243条」と、同項、第55条の2の2第2項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中」に改め、「サービス利用」と」の後ろに「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第254条中「第54条」の後ろに「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7まで、第55条の8（第5項および第6項を除く。）、第55条の9から」を削り、「第55条の11まで」の後ろに「（第55条の8第5項および第6項を除く。）」を加え、「および第2項」を「、第2項および第4項」に、「第243条」と、」を「第243条」と、同項、第55条の2の2第2項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中」に改め、「サービスの利用」と」の後ろに「、同条第4項

中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第263条中「第54条」の後ろに「、第55条の2の2」を加え、「および第2項」を「、第2項および第4項」に、「第243条」と、」を「第243条」と、同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第1項ならびに第3項第1号および第3号ならびに第55条の10の2第1号および第3号中」に改め、「サービス利用」と」の後ろに「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

#### 第14章 雑則

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む。）および第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するも

の（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第13条から第15条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第55条の10の2（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第55条（第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（第165条の3および第172条において準用する場合を含む。）、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条および第243条（第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要

事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項（第63条において準用する場合を含む。）、第121条の2第3項（第143条、第165条の3、第172条および第182条において準用する場合を含む。）、第158条第4項、第195条第4項および第214条第4項（第235条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項（第63条、第75条、第85条、第94条および第263条において準用する場合を含む。）、第122条第2項（第182条（第197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第140条の2第2項（第160条、第165条の3、第172条、第218条および第235条において準用する場合を含む。）および第246条第6項（第254条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。



(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 施行日以降，当分の間，新条例第154条第6項第1号ア（イ）の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は，新条例第130条第1項第3号および第158条第2項の基準を満たすほか，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の後に増築され，または全面的に改築された部分を除く。）の居室であって，この条例による改正前の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第6項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては，なお従前の例による。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定介護予防サービス等の事業の一般原則，運営の基準等に関する規定を整備するため